令和６年度 ごみの分け方出し方

ごみは収集日の朝、きめられた場所にきちんと出しましょう。

品目	収集曜日	分け方	出し方
① かん	毎月第2・4水曜日（リサイクルの日）		■軽くすすいでください。 ■アルミ・スチールごとに分ける必要はありません。 ■ボトル缶のキャップ、切り離した缶詰のふたは「燃やせないごみ」へ
② びん		●食品・飲み物・化粧品のびんに限ります 	■軽くすすいでください。 ■キャップは、プラスチック製は「燃やせるごみ」、金属製は「燃やせないごみ」へ ■食品・飲み物・化粧品のびんに限ります。
③ 紙パック		●牛乳等のパック 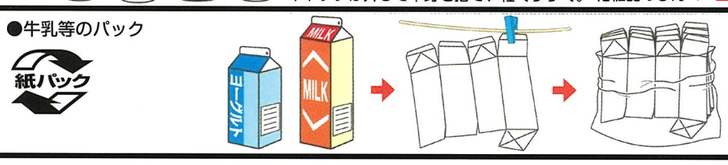	■洗って、切り開き、乾かしてください。中身が白色のものに限ります。 ■中が銀色のものは「燃やせるごみ」へ
④ ダンボール		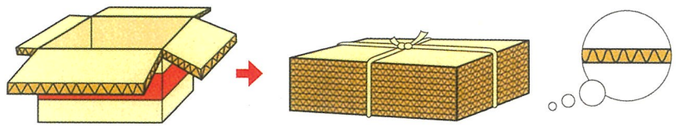	■紙ひもで、十字に縛ってください。
⑤ 新聞・雑がみ		●新聞・雑誌、チラシ、お菓子やティッシュの箱など 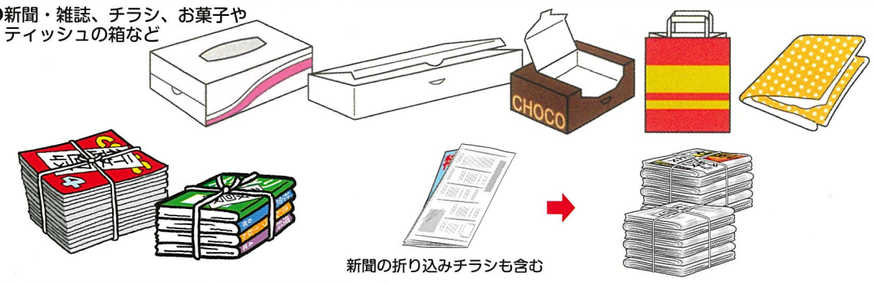	■汚れは、ふき取るか洗ってください。 ■新聞・雑誌などはそれぞれ紙ひもで縛ってください。 ■小さなものはまとめて紙袋へ入れる。
⑥ ペットボトル		●ラベルははがす このマークがあるもので、飲料、しょう油、食酢、みりん等が入っていたものです。 PET 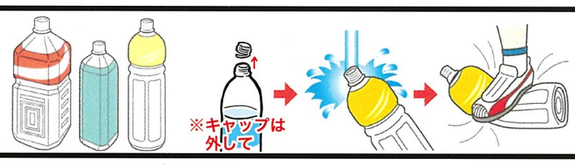	■ラベルは必ず、はがしてください。 ■キャップを取って軽くすすぎ、できるだけ潰してください。 ■キャップは「燃やせるごみ」へ
⑦ 危険ごみ		●スプレー缶・ライター・ガス缶 ●蛍光管類 	■使い切って、穴はあけないでください。 ■蛍光管類はケースなどに入れて、こわれないようにしてください。
⑧ 燃やせるごみ	毎週火・金曜日		■長さ45cm以上のものは、「大型ごみ」です。 ■木の枝は、長さ60cm未満・1束30cm以下で出してください。 ■食用油は凝固剤で固めるか、布などに含ませてください。 ■白色トレイは、スーパーなどで回収を行っておりますので、ご利用ください。
⑨ 燃やせないごみ	毎月第4土曜日	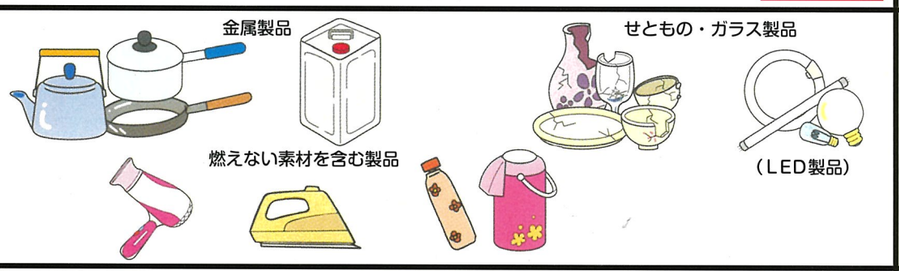	■レンガ・ブロック・石などは収集しません。 ■電池は、「＋」と「－」にテープをはって絶縁してください。 ■ボタン型電池・充電式電池は収集していません。（店頭回収を利用してください）
⑩ 大型ごみ	毎月第2土曜日	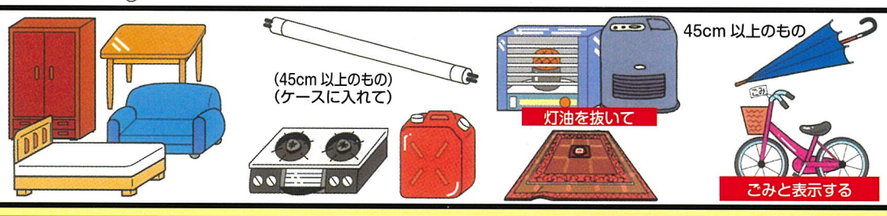	■自転車は、「ごみ」と表示してください。 ■長さが45cm以上のもの。 ■電池ははずしてください。

ごみの不法投棄は法律で禁じられています。絶対やめましょう。

村で収集しないごみ

家電リサイクル対象品目

●購入した販売店か、製品を新しく買った販売店へ引き取りを依頼してください。
（リサイクル料金と運搬料が必要です。）

処理が困難なごみ

●販売店へ引き取ってもらってください。

事業活動に伴って出るごみ

●会社、商店、飲食店などから出るごみや、農作物の殻は、事業系廃棄物になりますので、自ら処理施設へ搬入するか、許可業者へ依頼してください。

一般家庭から大量に出るごみ

●引っ越しなどにより大量にごみが出る場合は、村では収集しません。自ら処理施設へ搬入するか、許可業者へ依頼してください。
＊再利用できる家具・電化製品はリサイクルショップなどを活用しましょう。

お問い合わせ

西目屋村役場
住民課
☎85－2803